

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月10日
【会社名】	ターボリナックス株式会社
【英訳名】	Turbolinux, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 広一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	03 - 5766 - 1892
【事務連絡者氏名】	ターボリナックス株式会社 取締役財務統括 佐藤 浩二 (注)平成21年5月1日をもって商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定であります。以下、「新設分割会社」又は「現ターボリナックス(株)」といたします。
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	128,101千円 (注)本届出書提出日において未確定であるため、新設分割会社の平成20年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産の見込額を記載しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000株	1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 2. 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定款の定めがあります。 3. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 普通株式は、現ターボリナックス(株)の事業の一部をターボリナックス株式会社（新設分割設立会社で以下、「当社」といいます。）へ承継する新設分割（以下、「本分割」といいます。）に基づき発行される予定です。本分割に係る新設分割計画は、平成21年2月26日に開催された取締役会において承認されており、平成21年3月26日に開催予定の定時株主総会において付議される予定です。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

新設分割によることとします。

(注) 1. 上記新設分割は新設分割会社が平成21年3月26日開催予定の定時株主総会による承認を条件に、平成21年5月1日（予定）を効力発生日として、新たに設立する当社に現ターボリナックス(株)のLinuxプロダクト事業に属する資産（Linuxプロダクト事業を行う子会社株式及び関連会社株式を含む）、負債及び契約上の地位、その他権利・義務を承継させる新設分割です。

2. 当社は、本分割に際し、普通株式2,000株を発行し、2,000株全てを新設分割会社に割当て交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。新設分割会社の平成20年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産の見込み額は128,101千円であり、発行価額の総額のうち50,000千円が資本金に組み入れられます。

(2)【募集の条件】

該当事項はありません。

(3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

該当事項はありません。

(2)【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

該当事項はありません。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

該当事項はありません。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

7 【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

該当事項はありません。

8 【新規発行カバードワラント】

該当事項はありません。

9 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

10 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 新設分割の目的及び理由

新設分割会社は創業以来、事業会社として歩んでまいりましたが、新設分割会社グループにおける顧客ニーズの高度化・多様化、新設分割会社グループにおける中国での新規事業の開始、世界レベルでのIT技術の革新と多様化など事業環境は著しく変化しつつあります。新設分割会社グループが今まで以上のスピードにて確実な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論のこと、戦略的な事業領域の拡大を伴うグループ構造の再編が急務であると認識しております。つきましては、新設分割会社グループの持続的成長を果たすため、新設分割会社におけるLinuxプロダクト事業を新設分割により移管し、新設分割会社自身が純粹持株会社となり、子会社の経営管理指導を中心に業務を行う事を決定した次第です。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	ターボリナックス株式会社		
(2) 事業の内容	Linuxプロダクト事業		
(3) 本店の所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号		
(4) 就任予定の代表者及び役員	代表取締役社長	矢野 広一	現ターボリナックス(株) 代表取締役社長
	取締役技術統括	谷口 剛	現ターボリナックス(株) 取締役技術統括
	取締役財務統括	佐藤 浩二	現ターボリナックス(株) 取締役財務統括 経営企画管理本部長
	監査役	飯富 康生	-
(5) 資本金の額	50,000千円（予定）		
(6) 純資産の額	128,101千円		
(7) 総資産の額	210,485千円		
(8) 決算期	12月31日		

(注) 1. 上表の純資産及び総資産の金額は、平成20年12月31日現在の現ターボリナックス(株)の貸借対照表を基準に算出しておりますので、実際の額とは異なる可能性があります。

提出会社の企業集団の概要

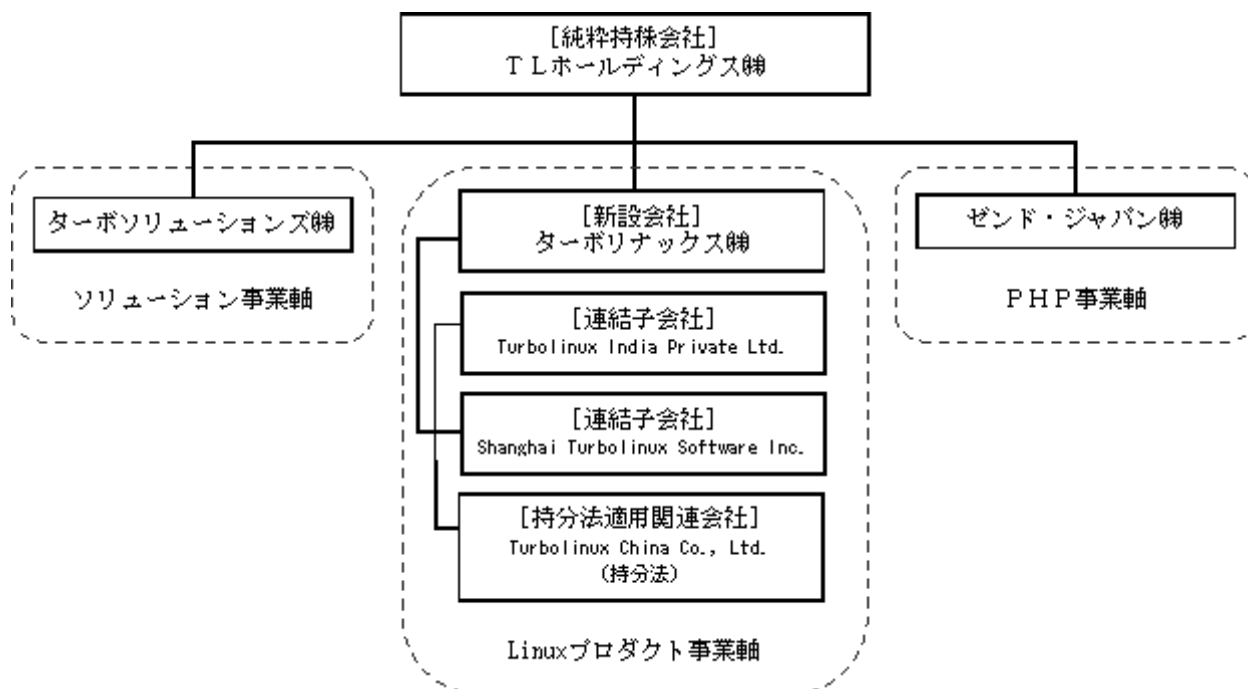
当社をLinuxプロダクト事業における中核子会社として位置づけ、当社の傘下に中国やインドの子会社を配します。よって、当社はLinuxプロダクト事業の統括を担うこととなります。

うち、当社連結子会社の概要は以下のとおりです。

平成21年5月1日（設立予定日）現在

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引等
Turbolinux India Private Ltd.	インド国 ハリヤナ州	27,200千 インドルピー	Linuxプロダクト 事業	55.00	あり	なし
Shanghai Turbolinux Software Inc.	中国上海市	41,400千円	Linuxプロダクト 事業	90.00	あり	当社製品の 販売

なお、本分割効力発生後の新設分割会社グループの概要図は以下のとおりです。



(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本分割に際して当社が発行する株式は、すべて新設分割会社に割当てられることから、当社は新設分割会社の完全子会社となります。

役員の兼任関係

当社の就任予定の役員と組織再編成対象会社である新設分割会社との役員の兼任関係については、前記「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」に記載のとおりです。

取引関係

当社は、新設分割会社に経営管理指導業務を委託する予定です。

当社は、不動産及び設備等を新設分割会社より賃貸する予定です。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．新設分割計画の内容の概要

新設分割会社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年5月1日をもって、新設分割会社のLinuxプロダクト事業に属する資産（Linuxプロダクト事業を行う子会社株式及び関連会社株式を含む）、負債及び契約上の地位、その他権利義務を当社に承継する新設分割計画（以下、「本分割契約」といいます。）を決定いたしました。なお、本分割計画の承認については、平成21年3月26日に開催予定の定時株主総会において付議される予定です。

2．新設分割計画の内容

新設分割計画書（写）

ターボリナックス株式会社（平成21年5月1日をもって、商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定、以下、「甲」という。）は、甲がLinuxプロダクト事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立するターボリナックス株式会社（以下、「乙」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画を定めるものとする。

第1条（目的）

甲は、本計画の定めるところにより、甲の本件事業に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させる新設分割を行う。

第2条（乙の定款）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数ならびにその他乙の定款で定める事項は別紙1「ターボリナックス株式会社定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本店 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号

第3条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 矢野 広一、谷口 剛、佐藤 浩二
- (2) 設立時監査役 飯富 康生

第4条（分割により承継する権利義務）

- 1 本件分割により、乙が甲から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2 本件事業に従事する甲の従業員（以下、「従業員」という。）との雇用契約については、乙に承継されないものとし、本件分割後、従業員は乙へ出向するものとする。
- 3 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
- 4 第1項の規定による甲から乙へ承継させた債務について、甲が弁済その他負担をしたときは、甲は乙に対してその負担額全額を請求することができるものとする。

第5条（乙が本件分割に際して交付する株式の数）

乙は、本件分割に際して2,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として甲に割当交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立の際における資本金および準備金等の額は次のとおりとする。

- (1) 設立時資本金額 50,000,000円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金 設立時株主払込資本額（会社計算規則第80条に定めるものをいう）の合計額から第(1)号および第(2)号の合計額を減じて得た額

第7条（分割期日）

乙の設立の登記をすべき日は、平成21年5月1日（以下、「分割期日」という。）とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

第8条（分割条件の変更、本件分割の中止）

本計画作成の日から分割期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合等本件分割の目的達成が困難となった場合、その他甲が必要と認めた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業に関し、会社法第21条第1項の規定による競業禁止義務を負わない。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるものの他、本件分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

平成21年2月26日

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
ターボリナックス株式会社
代表取締役社長 矢野 広一

（別紙1）

ターボリナックス株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、ターボリナックス株式会社と称し、英文にてTurboLinux, Inc.と表記する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (2) コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (3) コンピューター、通信機器及び周辺機器のリース
- (4) 情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (5) 情報通信システム上の商品・サービス販売システムの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (6) インターネット等を利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
- (7) インターネット等における代金決済システムの運用及び導入代行業務
- (8) 情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、事業譲渡、資本参加等に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
- (9) 電気通信事業
- (10) 書籍、雑誌等の出版及び販売
- (11) 経営ならびに販売推進等に関するコンサルティング業務
- (12) 各種情報提供サービス、広告及び広告代理業務
- (13) コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）
- (14) イベントの企画・運営
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 古物の売買
- (17) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

（公告方法）

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式等の割当てを受ける権利の決定）

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該募集株式の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録および信託財産の表示）

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第12条 当社の株主および登録株式質権者もしくはその法定代理人又は代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項に掲げる者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所を定め、住所に代えてこれを届け出るか、もしくは日本国内に住所又は居所を有する代理人を定め、その代理人につき前項の届出をしなければならない。

3 前2項の規定により、届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。

第3章 株主総会

（招集の時期）

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（株主総会開催地）

第15条 当社の株主総会は、東京都及び全国道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。

（招集者及び議長）

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

- 第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。
- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

- 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

- 第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

- 第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。
- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（取締役会の招集通知）

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

- 第26条 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって取締役会の定足数とする。
- 2 取締役会の決議は、取締役会規程で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。
- 3 決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

2 取締役会の議事録は、その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

（員数）

第31条 当社の監査役は、6名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。

（監査役の報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計算

（事業年度）

第35条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

（期末配当）

第36条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第38条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。

附則

第1条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成21年12月31日までとする。

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除するものとする。

(別紙2)

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

本件事業に係る一切の資産。ただし、次に記載されたものを除く

(1) 流動資産のうち、次に定めるもの

Linuxプロダクト事業に属しない関係会社に対する短期債権

(2) 有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に定めるもの

渋谷本社ビルの建物附属設備

(3) 投資その他の資産のうち、次に定めるもの

投資有価証券、Linuxプロダクト事業に属しない関係会社株式、Linuxプロダクト事業に属しない関係会社出資金

Linuxプロダクト事業に属しない関係会社に対する長期債権

差入保証金

2. 承継の対象となる負債

本件事業に係る一切の負債。ただし、次に記載されたものを除く

事務所移転費用引当金

3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本件事業に係る一切の契約及び権利義務。ただし、次に記載されたものを除く

(1) 本件事業に従事する従業員との雇用契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(2) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(3) 株主名簿管理人との間で締結した株式事務代委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(4) 当社が発行する有価証券の株式会社大阪証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む）

(5) 渋谷本社ビルの建物に係る建物賃貸借契約（これに附帯又は関連する契約を含む）。なお、渋谷本社ビルの建物のうち、本件事業に関して使用する部分については、分割期日以降、分割会社が新設会社に転貸借する

(6) 新設会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

当社は、本分割に際し、普通株式2,000株を全て新設分割会社に交付いたします。

上記割当株式数については、当社が本分割に際して発行する株式の全てが新設分割会社に割当て交付されることから、当社の資本金の額等を考慮し、上記株式数を新設分割会社に交付することが相当であるとの判断に基づき、新設分割会社が決定したものであります。なお、新設分割会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券はありません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

1．有価証券の処分に関する制限

新設分割会社の定款には、株式の譲渡制限に関する定めはありませんが、当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。

2．有価証券の買受け

新設分割会社の定款には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定めておりますが、当社の定款には、かかる定めはありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．株式買取請求権の行使の方法

新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の普通株式につき、新設分割会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成21年3月26日開催予定の定時株主総会に先立って本分割に反対する旨を新設分割会社に通知し、かつ、上記定時株主総会において本分割に反対し、公告の掲載の日（会社法第806条第3項及び第4項に基づき平成21年3月30日公告予定）から20日以内に、書面により株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2．議決権の行使の方法

議決権行使の方法としては、平成21年3月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法と書面によって議決権を行使する方法があります。書面によって議決権を行使する場合には、上記定時株主総会に関する株主参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、行使期限（平成21年3月25日午後6時00分）までに新設分割会社に到達するように返送することが必要となります。

3．組織再編成によって発行される有価証券の受取方法

本分割は当社の発行する株式の全部が新設分割会社に割当て交付されることから、該当事項はありません。

4．組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法

新設分割会社は、新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱については、本分割によって変更はありません。なお、新設分割会社は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(1) 書類の種類及びその概要

新設分割会社は、本件新設分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、次に掲げる書類を平成21年3月11日より、新設分割会社の本店に備え置くこととします。なお、本分割が効力を生じる日までの間に、下記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

新設分割計画書

会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社が本分割に際して、新設分割会社に対して交付する株式の数並びに当社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項を記載しております

会社法施行規則第205条第6号イに定める事項

新設分割会社において最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載しております

会社法施行規則第205条第7号に定める事項

本件分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社及び当社の債務の履行の見込に関する事項を記載しております。

2．組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年2月26日	新設分割計画承認取締役会
平成21年3月26日	新設分割計画承認株主総会
平成21年5月1日（予定）	当社設立登記（効力発生日）

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編に際して買取請求を行使する方法

新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の普通株式につき、新設分割会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成21年3月26日開催予定の定時株主総会に先立って本分割に反対する旨を新設分割会社に通知し、かつ、上記定時株主総会において本分割に反対し、公告の掲載の日（会社法第806条第3項及び第4項に基づき平成21年3月30日公告予定）から20日以内に、書面により株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、新設分割会社は、新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱については、本分割によって変更はありません。なお、新設分割会社は新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。新設分割会社の最近連結会計年度における経営成績に基づき算出した、当該期間における当社に証券される予定であるLinuxプロダクト事業の「売上高」の見積もりは以下のとおりであります。「売上高」以外の指標について、新設分割会社の事業の一部を承継することから、算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載はしておりません。なお、以下の数値は、監査法人の監査証明を受けておりませんのでご注意ください。

売上高（千円）	336,680
---------	---------

組織再編成対象会社である新設分割会社の最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等は以下のとおりであります。

新設分割会社の連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月日	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高 (千円)	-	-	-	920,078	713,749
経常損失 (千円)	-	-	-	154,330	634,680
当期純損失 (千円)	-	-	-	209,454	1,221,895
純資産額 (千円)	-	-	-	1,454,392	1,259,133
総資産額 (千円)	-	-	-	1,605,623	1,456,114
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	15,439.72	11,568.53
1株当たり当期純損失金額 (円)	-	-	-	2,354.11	12,321.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	89.0	85.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	14.7	91.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	42.35	884.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	343,953	945,130
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	185,426	67,161
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	105,851	999,780
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	667,582	656,762

- (注) 1. 第13期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第13期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

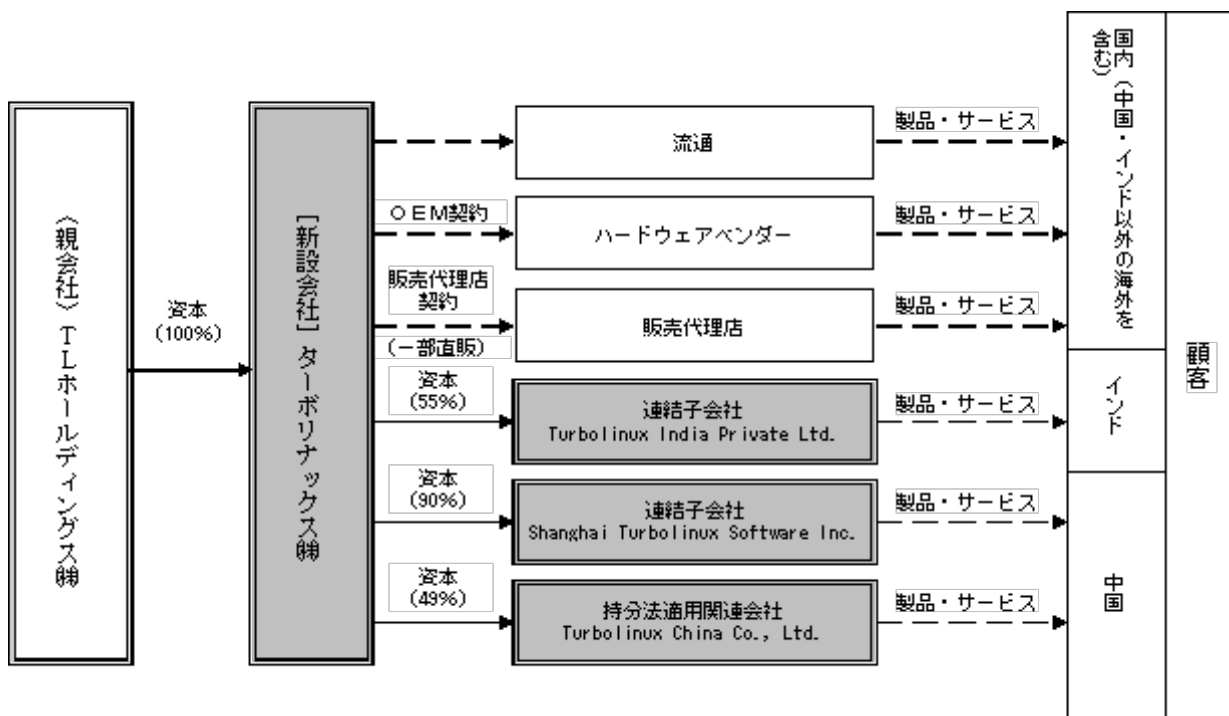
平成21年2月26日 新設分割会社の取締役会において、定款（商号・目的）の変更、本分割に係る持株会社制への移行、また新設分割計画を決議

平成21年3月26日 定時株主総会にて新設分割計画について付議する予定

平成21年5月1日 本分割により、当社を設立

3【事業の内容】

当社は、新設分割会社グループにおいて、国内外のLinuxプロダクト事業（主としてLinuxOS及びミドルウェアの開発、販売及びサポート）を行う予定です。当社の親会社である新設分割会社は、持株会社としてグループ経営、資産及び資金管理を行い、当社は新設分割会社から経営指導、不動産及び設備等の賃借などの取引が発生します。また、子会社であるTurbolinux India Private Ltd.は、インド及びインド周辺国へのLinuxOS及びミドルウェアの販売及びサポート事業を展開し、Shanghai Turbolinux Software Inc.、並びに持分法適用関連会社であるTurbolinux China Co., Ltd.は、中国において、LinuxOS及びミドルウェアの開発、販売及びサポート事業を展開しております。当社の事業系統図は、概ね以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

平成21年5月1日（設立予定日）現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引等
TLホールディングス株式会社	東京都渋谷区	1,460,495	持株会社として事業子会社の支配・管理	100.00	3名	経営指導及び不動産の賃貸

(注) 1. 有価証券報告書提出会社です。

2. 親会社である新設分割会社（現ターボリナックス㈱）は、平成21年5月1日をもって商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定です。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

平成21年5月1日（設立予定日）現在

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	営業上の取引等
Turbolinux India Private Ltd.	インド国 ハリヤナ州	27,200千 インドルピー	Linuxプロダクト 事業	55.00	あり	なし
Shanghai Turbolinux Software Inc.	中国上海市	41,400千円	Linuxプロダクト 事業	90.00	あり	当社製品の販売
(持分法適用関連会社) Turbolinux China Co., Ltd.	中国北京市	361万米ドル	Linuxプロダクト 事業	49.00	あり	当社製品の販売

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

以下は、当社及び連結子会社2社における従業員の状況を記載しております。

平成21年5月1日（設立予定日）現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
31	34.2	2.1

（注）1．従業員数は本分割の対象である当社のLinuxプロダクト事業の就業人員（出向予定）および連結子会社2社の従業員数の合計です。

2．平均勤続年数は、従業員の新設分割会社における勤続年数を通算して算出したものを記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年5月1日（設立予定日）現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
17	36.4	2.4

（注）1．従業員数は本分割の対象である当社のLinuxプロダクト事業の就業人員（出向予定）です。

2．平均勤続年数は、従業員の新設分割会社における勤続年数を通算して算出したものを記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されない予定であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の業績等の概要については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の生産、受注及び販売の状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社はLinuxOSをコア・コンピタンスとした、<LinuxOSとハードウェアが融合した領域>及び<LinuxOSとソフトウェアが融合した領域>でのビジネス展開により売上高を確保しつつ、当社のコア・コンピタンスと蓄積されたオープンソース関連のビジネス経験を結集し、より付加価値の高いサービス事業の展開を進めることを重要な戦略であると認識しております。

また、アジアを中心とした海外での事業展開による地理的カバレッジの拡大についても重要な戦略であると認識しております。

このような現状を踏まえ、次の2つを本有価証券届出書提出日（平成21年3月10日）現在における重要な対処すべき課題として認識しております。

(1) 製品及びサービスラインナップの拡充

<LinuxOSとハードウェアが融合した領域>及び<LinuxOSとソフトウェアが融合した領域>での事業展開を推し進めつつ、より付加価値の高いサービス事業の展開を具体化するためには、製品ラインナップの拡充に併せてサービスラインナップの拡充が重要であると考えております。そのため、グループ内におけるリソースを適切に配分し、市場ニーズを的確に捉えた製品及びサービスの開発並びに市場そのものの創出を図ることが重要な課題であると考えております。

(2) アジアにおける事業展開

当社は、製品及びサービスラインナップの拡充とともに地理的カバレッジの拡大も重要であると考えております。この目的を果たすため、連結子会社であるTurbolinux India Private Ltd（インド）、Shanghai Turbolinux Software Inc（中国）に加え、持分法適用関連会社であるTurbolinux China Co.,Ltd（中国）を傘下に地理的カバレッジの拡大を進めております。今後につきましては、同社を適切にコントロールし、グループ全体の競争力強化を図ることが重要な課題であると考えております。

4【事業等のリスク】

当社は、本分割により、新設分割会社より、Linuxプロダクト事業を承継する予定です。当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、本有価証券届出書提出日現在では、次のようなものがあります。また、将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日現在にて判断しております。

(1) 急激な技術革新について

情報サービス、ソフトウェアの関連分野においては、日々新たな技術の開発が進行しており、市場ニーズもドラスティックに変化しております。当社が事業展開を行うに当たっては技術革新及び市場ニーズの変化への的確な対応が求められておりますが、これらに対して適切な対応ができない場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オープンソース特有の問題について

開発及び改良

当社の事業はオープンソースを中心に展開されております。オープンソースに関連した市場は近年大きく成長を遂げており、これと付随して当社の事業内容も順次拡大してまいりました。しかしながら、オープンソースが今後も市場のニーズに適切に対応し、評価を獲得し続ける保証はありません。従いまして、当社の今後の事業継続性並びに成長性は、オープンソースの普及、利用、供給の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

オープンソース技術の開発は、世界中に散在するエンジニアが参加する独自のコミュニティが大きな役割を担っており、当社自身がこの開発をコントロールすることが不可能であると同時に、コミュニティにおいて適時に開発、改良が行われる保証はありません。また、オープンソース・コミュニティとの間で良好な関係を継続出来る保証はありません。

LinuxOSに対応するアプリケーション・ソフトウェアの必要性

LinuxOSの普及に当たっては、アプリケーション・ソフトウェアの充実が大きな影響を及ぼします。しかしながら、現在広く普及している商用アプリケーション・ソフトウェアの多くがLinuxOSに対応しておりません。従いまして、当社の今後の事業継続性及び成長性は、LinuxOSに対応する商用アプリケーション・ソフトウェアの供給、普及及び利用の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

(3) システムトラブルの可能性について

当社は、製品開発ならびに営業活動におきまして、コンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、セキュリティの強化をはじめ、データのバックアップ体制の構築、データ量やアクセス数増加に応じたハードウェアの増強等、システムトラブル対策を講じております。しかしながら、これらの対策にも係らず、人為的過誤、自然災害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当社に直接損害が生じるほか、当社が提供するサービスの低下を招くなどの影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティについて

当社の営業上の機密事項及び顧客情報等の管理につきましては、十分に留意すべき事項であると考えており、社内規程の整備やシステムのセキュリティ強化等を通じて情報管理の強化に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスや犯罪行為などの不測事態により当該情報について漏洩等が生じた場合には、損害賠償請求や当社グループの信用失墜等により、以後の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外市場への進出に伴う潜在的なリスクについて

当社は、アジア地域を中心とした海外への積極的な事業展開を図っております。アジア経済の伸張は目覚しく、サーバや企業向け、個人向けパソコンに対する需要も大きな伸びを示しております。当社は、アジア各国での需要は中長期的に拡大を続けるものと考えておりますが、政治的、経済的な混乱により一時的な経済の混乱や停滞が生じる可能性もあります。このような場合には、当社製品の需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が海外での事業展開を図るに当たって、進出先の国及び地域における、予期出来ない法律又は規制の変更、為替相場の著しい変動、政治的、経済的な諸要因により、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(6) 重要な訴訟等におけるリスク

当社は、国内外の活動に関して、訴訟、紛争、その他の法的手続きの対象となる恐れがあります。現時点において当社の事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。訴訟等のリスクを回避するために、契約書等の作成に当たっては国内外の弁護士からの助言を得ておりますが、将来において、知的所有権や特許の侵害など、重要な訴訟が提起された場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

当社の事業継続、技術革新への対応として、高度な開発従事者の維持・確保が不可欠であります。また、事業展開を支えるため、営業や内部管理の人材も充実させる必要があります。当社の代表取締役社長である矢野広一は当社の事業推進及び経営の安定に重要な役割を担っております。従って、何らかの理由により当社取締役を退任した場合、当社の今後の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社では今後とも積極的に優秀な人材の確保を進めて行く方針であります。しかしながら、人材の確保及び社内人材の教育が計画通り進まない場合には、当社の事業に支障を来す可能性があります。

(8) 組織再編成に係るリスク

本分割を含む持株会社制へ移行するための組織再編成に係る手続きについては、本有価証券届出書提出日において終了していないことから、組織再編成に係る手続きが予定通り進まない可能性があり、当該手続きが予定通り進まない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の経営上の重要な契約等については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の研究開発活動については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

7【財政状態及び経営成績の分析】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の財政状態及び経営成績の分析については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

平成21年5月1日（予定）以後に子会社となる情報は以下のとおりであります。

（平成20年12月31日現在）

会社名	事業所名	所在地	帳簿価格				
			建物附属設備 （千円）	工具器具備品 （千円）	ソフトウェア （千円）	合計 （千円）	従業員数 （人）
Turbolinux India Private Ltd.	本社	インド国 ハリヤナ州	-	2,617	-	2,617	4
Shanghai Turbolinux Software Inc.	本社	中国上海市	-	1,033	66	1,099	10

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000
計	10,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,000	該当事項はありません	1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 2. 普通株式はすべて譲渡制限株式ではありません。 3. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	2,000	-	-

(注) 1. 本分割の効力発生における予定数です。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年5月1日	2,000	2,000	50,000	50,000	-	-

(注) 1. 本分割の効力発生における予定数または予定額です。

(5)【所有者別状況】

平成21年5月1日(設立予定日)現在

区分	株式の状況							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (株)	-	-	-	2,000	-	-	-	2,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成21年5月1日（設立予定日）現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
TLホールディングス株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号	2,000	100.00
計	-	2,000	100.00

(注) 親会社である新設分割会社(現ターボリナックス株)は、平成21年5月1日をもって商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000	2,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,000	-	-
総株主の議決権	-	2,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題と認識しております。利益配分につきましては、成長に応じた株主への利益還元と、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保とを勘案した上で、配当の回数に関する基本方針を含め配当政策を決定していく方針であります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については、株主総会であります。

なお、当社は株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」といいます。)を取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

該当事項はありません。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	矢野 広一	昭和37年1月18日生	昭和60年4月 日本アイ・ピー・エム㈱入社 平成6年2月 日本オラクル㈱入社 平成12年6月 ミラクルリナックス㈱代表取締役社長 平成12年10月 現ターボリナックス㈱代表取締役社長 平成18年3月 現ターボリナックス㈱代表取締役社長（現任） 平成18年4月 ゼンド・ジャパン㈱代表取締役会長 平成18年8月 レーザーファイブ㈱（現ターボソリューションズ㈱）取締役 平成19年3月 ゼンド・ジャパン㈱取締役 平成19年10月 レーザーファイブ㈱（現ターボソリューションズ㈱）代表取締役社長 平成20年1月 レーザーファイブ㈱（現ターボソリューションズ㈱）取締役（現任） 平成20年9月 エイミーストリートジャパン㈱代表取締役社長（現任） 平成20年12月 ゼンド・ジャパン㈱代表取締役社長（現任）	(注1)	-
取締役 技術統括	-	谷口 剛	昭和38年3月24日生	平成5年5月 ㈱アークブレイン入社 平成12年3月 現ターボリナックス㈱入社 平成15年6月 現ターボリナックス㈱取締役 平成17年3月 現ターボリナックス㈱代表取締役技術統括 平成18年3月 現ターボリナックス㈱取締役技術統括兼CTO（現任） 平成19年8月 レーザーファイブ㈱（現ターボソリューションズ㈱）取締役（現任）	(注1)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 財務統括	経営企画 管理本部 長	佐藤 浩二	昭和42年 3月 7日生	平成11年 9月	ディー・エイチ・エル・ジャパ ン㈱入社	(注1)	-
				平成18年 3月	リード・ビジネス・インフォ メーション㈱ファイナンス・ ディレクター		
				平成19年 3月	現ターボリナックス㈱入社、経 営企画管理本部長（現任）		
				平成19年10月	エイミーストリートジャパン㈱ 監査役		
				平成20年 3月	現ターボリナックス㈱取締役財 務統括（現任）		
				平成20年10月	ゼンド・ジャパン㈱監査役（現 任） エイミーストリートジャパン㈱ 取締役（現任）		
監査役	-	飯富 康生	昭和22年 1月 1日生	昭和54年 1月	日本コカコーラ㈱マーケティン グ・リサーチ部長	(注2)	-
				平成12年11月	ディー・エイチ・エル・ジャパ ン㈱マーケティング本部長		
				平成15年 4月	同社取締役営業本部長		

(注) 1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで
あります。

2. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで
あります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 当社は、取締役会及び監査役を設置いたします。
- (2) 当社の取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める旨を定款に定めております。
- (3) 当社の取締役は10名以内、監査役は6名以内とする旨を定款に定めております。
- (4) 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨を定款に定めております。
- (5) 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該募集株式の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込の期日の決定は、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。
- (6) 当社は、毎年6月30日を基準日としてその日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、機動的な利益還元を行うため、会社法第454条5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。
- (7) 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

なお、新設分割会社のコーポレート・ガバナンスの状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社のため該当事項はありません。なお、新設分割会社の経理の状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	該当事項はありません。
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	該当事項はありません。
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株の買取り	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	官報に掲載いたします。
株主に対する特典	該当事項はありません

（注） 当社の株式の譲渡または取得については、取締役会の承認を得なければならない旨を定款に定めております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）
平成20年3月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期中（自平成20年1月1日 至平成20年6月30日）
平成20年9月26日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年3月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

平成20年11月7日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び4号の規定に基づく臨時報告書

平成21年2月26日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年10月14日に関東財務局に提出しております。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

ターボリナックス株式会社 本店
（東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

監査報告書

新設会社であるため、該当事項はありません。

監査報告書

新設会社であるため、該当事項はありません。